

徳島県議会規程第三回

徳島県議会の保有する個人情報の保護に関する条例施行規程の一部を改正する規程を次のとおりに定める。

令和七年十一月一十六日

徳島県議会議長 須 見 一 仁

徳島県議会の保有する個人情報の保護に関する条例施行規程の一部を改正する規程 徳島県議会の保有する個人情報の保護に関する条例施行規程（令和五年徳島県議会規程 第一回）の一部を次のとおりに改正する。

第二条第五回中「第十九条の四第一項第五回」を「第十九条の四第一項第四回」に改め る。

様式第三回、様式第十一回及び様式第十八回中「個人番号カード又は住民基本台帳力 在留カード その他（

ード（住所記載のあるもの） 「個人番号カード」 在留カード
）」 その他（

）」に改める。

附 則

この規程は、令和八年一月一日から施行する。ただし、第三条第五回の改正規定は、同年六月十四日から施行する。